

平成25年4月26日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 条 例

- 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（35・人事課）…………… 2
- 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（36・教職員給与課）…………… 2

## この号で公布された条例のあらまし

### ◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第35号）

#### 1 知事等の給与および旅費に関する条例（昭和31年秋田県条例第33号）の一部改正（第1条による改正）

- (1) 知事等の給料月額を減額する特例措置の適用期限を平成26年10月31日（現行平成25年4月30日）まで延長することとした。（附則第4項関係）
- (2) 知事等の期末手当について、平成25年6月から平成28年12月までの間、知事にあつては100分の20、副知事及び常勤の監査委員にあつては100分の15に相当する額を減ずることとした。（附則第5項関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととした。

#### 2 知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第2条による改正）

知事等の給料月額を減額する特例措置について、平成26年11月1日から平成29年4月30日までの間、その減額する割合を知事にあつては100分の20（改正前100分の25）、副知事及び常勤の監査委員にあつては100分の15（改正前100分の20）に引き下げて継続することとした。（附則第4項関係）

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成26年11月1日から施行することとした。

### ◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）

#### 1 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和58年秋田県条例第17号）の一部改正（第1条による改正）

- (1) 教育長の給料月額を減額する特例措置の適用期限を平成26年10月31日（現行平成25年4月30日）まで延長することとした。（附則第2項関係）
- (2) 教育長の期末手当について、平成25年6月から平成28年12月までの間、100分の15に相当する額を減ずることとした。（附則第3項関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととした。

#### 2 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第2条による改正）

教育長の給料月額を減額する特例措置について、平成26年11月1日から平成29年4月30日までの間、その減額する割合を100分の15（改正前100分の20）に引き下げて継続することとした。（附則第2項関係）

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成26年11月1日から施行することとした。

## 条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 二 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

平成二十五年四月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県条例第三十五号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十五年四月三十日」を「平成二十六年十月三十一日」に改める。

附則第五項中「前項ただし書」を「附則第四項ただし書」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

- 5 知事等の期末手当の額は、平成二十五年六月から平成二十八年十二月までの間に支給するものに限り、第八条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

**第二条** 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十四年十一月一日」を「平成二十六年十一月一日」に、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十九年四月三十日」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

## 秋田県条例第三十六号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和三十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年四月三十日」を「平成二十六年十月三十一日」に改める。

附則第三項中「前項ただし書」を「附則第二項ただし書」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

- 3 教育長の期末手当の額は、平成二十五年六月から平成二十八年十二月までの間に支給するものに限り、第二条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

**第二条** 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十一月一日」を「平成二十六年十一月一日」に、「平成二十六年十月三十一日」を「平成二十九年四月三十日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。